

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 4 月 30 日現在

機関番号：15301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730023

研究課題名(和文) 非営利団体の公益活動を支える制度的基盤の比較法的・公法学的研究

研究課題名(英文) The legal administration of non-profit organizations from the view point of the freedom of association

研究代表者

井上 武史 (Inoue, Takeshi)

岡山大学・社会文化科学研究科・准教授

研究者番号：40432405

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円、(間接経費) 810,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題の全体構想は、憲法上の結社の自由の観点から非営利団体制を再構成し、わが国において「結社法」あるいは「非営利団体法」という新たな法領域を開拓することにある。本研究は、独立の基本権として確立している結社の自由は固有の問題構造を抱え、それに応じた保障の内容と制約の論理を備えているのではないかという問題意識に基づき、フランス法の知見を参照することによって、結社の自由の内実の解明とその体系化を行った。

研究成果の概要(英文)：I tried to illustrate the general system of the association from the view point of the constitutional liberty of association in comparison with the French association law.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：公法学 憲法 結社の自由 非営利法人 公益法人

科学研究費助成事業 研究成果報告書

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究の全体構想

本研究の全体構想は、憲法上の結社の自由の観点から非営利団体制を再構成し、わが国において「結社法」という新たな法領域を開拓することである。その中で本研究は、非営利団体の公益活動を財政的側面から支える課税制度と補助金制度について、憲法論の視点から体系的に把握し整序することを目的とする。

(2) 本研究の学術的背景

① 憲法学の通説によると、結社の自由には「個人の結社する自由」とともに「結社自体の活動の自由」が含まれる。しかし、個人とは異なり、団体である「結社」が自然に存在するわけではない。したがって、「結社自体の活動の自由」が実効的に保障されるためには、まず、①結社の設立と存続を可能にする制度（存立規整制度）と、さらに、②設立された結社の活動を可能にする制度（活動支援制度）が必要となる。そこで、本研究では、結社の自由保障の法制度としての「結社法」を体系的に構築することが課題となる。

② 本研究が追求するこの「結社法」構想は、フランス法から着想を得たものである。フランスの結社の自由論は、それを初めて認めた1901年結社法を中心に、私法上の法人制度や公法上の補助金制度などの具体的な法制度レベルにまで及んで展開されている。現在、それらの全貌は「結社法」として体系化されており (MESCHERIAKOFF et al., *Droit des associations*, PUF, 1996)、公法と私法が融合する独自の学問分野をなしている。さらに近年、関連する種々の法令を集成した「結社法典」を編纂する試みも見られ (*Code des associations et fondations*, Dalloz, 2010)、いまや独立した法領域として認知されつつあ

る。

③ 他方、日本では、そもそも非営利法人制度のあり方が「結社の自由」に関わるとの認識は、樋口陽一『憲法』（2007年）や大石眞『憲法講義Ⅱ』（2007年）の体系書、また民法学からの大村敦志「『結社の自由』の民法学的再検討・序説」（2003年）を除いて、ほとんど共有されていない。このため、2006年の公益法人制度改革を憲法学の立場から総括した研究は、現在のところ皆無である。

こうした問題状況から、申請者はこれまで、結社の自由に関する基礎的・原理的考察を行うとともに、その成果を実際の非営利団体制に応用する試みとして、2006年の制度改革で導入された「一般社団法人制度」を憲法学の視点から分析する作業を行ってきた。「憲法から見た一般社団法人制度——結社の自由の視点からの検討」および「『結社からの自由』の憲法問題——結社の自由原理のもうひとつの側面」は、その成果の一部である。

④ しかしさらに、非営利団体が現実に活動を行うためには、それを可能とする制度的基盤の充実が不可欠である。そこで今後は、従来の研究に接続するかたちで、「結社法」体系のもう一つの柱である財政支援制度を取り上げて、非営利団体制の体系化・法典化に向けた本格的な検討が求められる。これが本研究の問題意識である。

2. 研究の目的

(1) 本研究が明らかにすること

本研究は、憲法原理と非営利団体制との関係について、次の2点を明らかにする。

① 第一に、憲法上の公金支出原則（89条）は、非営利法人の非課税措置・補助金制度の障害として作用するのではないかと、というこ

とである。すなわち、憲法は、一方で結社活動の自由を認めながら、他方で結社の財政基盤の充実を認めていないことになる。この憲法内部での原理上の矛盾は、これまで気づかれてこなかった新たな論点であり、非営利団体の財政制度の体系化を図る上で重要な意義を有する。

② 第二に、補助金制度・課税制度等の財政支援制度は、非営利団体の自立性を侵害するのではないかと、という点である。すなわち、補助金という特権は行政のコントロールと表裏の関係にあるため、公権力の統治手段として利用されるおそれがある。これは、公権力からの自由を標榜する結社の自由原理(21条)と緊張関係に立つことを意味する。それゆえ、結社の自由原理は、財政支援制度を要請するとともに、その限界を画定する機能を果たす可能性があり、この視点は、現実の制度設計の指針ともなりうる。

(2) 本研究の学術的特色および独創性等

① 研究の学術的特色・独創性

憲法学において、これまで結社の自由を正面から取り上げた研究は、存在しない。当然、非営利団体の補助金制度・課税制度を憲法論の視点から検討する研究は、本研究が初めてである。それゆえ、本研究には何より、選定された研究対象自体に、学術的意義がある。

本研究はさらに、研究方法についても大きな特色がある。憲法で「結社の自由」が規定されているからといって、その保障が確保されるわけではない。そこで本研究では、憲法典のみならず、具体的な法制度までを視野に入れて「結社の自由」の実効的保障のあり方を探究するアプローチをとっている。このように、憲法原理と非営利団体制との連結を図る試みは、従来の結社の自由論には見られ

ないものであり、ここに本研究の特色が認められる。

そして、そのような結社の自由保障に資する法制度を統合して「結社法」と言う新たな法領域を開拓しようとする点で、本研究には独創性があると考えられる。

② 予想される結果・意義など

非営利団体の財政制度は、非営利団体の公益活動を支える制度的基盤である。それゆえ、本研究は、「結社法」なる未成の法領域の一部を構築する意味をもつ。また、本研究は、非営利団体と公権力との法的関係という公法学の一般的・普遍的問いに連なるものであり、学術的な波及効果も認められると考えられる。

本研究は、憲法学の一分科としての「結社法」を構想するものである。こうした憲法論と制度論との連結を図る試みは、実効的な人権保障のために憲法学が望ましい法制度設計にも取り組むべきことを示すことにもなっている。それゆえ、本研究は、従来の憲法学の方法論に反省を促すとともに、あらたな研究手法を開発する試みにもなっており、学術上重要な意義を有すると思われる。

3. 研究の方法

本研究を遂行するための基本的プログラムは、次の2つの段階に分けられる。

第一は、フランス法分析の段階である。ここでは、フランス非営利団体法の綿密な分析を通じて、日本法分析に必要となる視点と論点を抽出することが主眼となる。

第二は、日本法分析の段階である。これはさらに、第一段階のフランス法分析で得られた知見と視座をもとに日本の非営利団体制を「分析する」作業と、それを結社法体系へと「統合する」作業の2つに分けられる。

4. 研究成果

(1) 上記で述べたように、本研究課題の全体構想は、憲法上の結社の自由の観点から非営利団体制を再構成し、わが国において「結社法」「非営利団民法」という新たな法領域を開拓することにある。

本研究では第1に、わが国における結社の自由論の基盤やその展開の特徴を比較法的に明らかにする作業を行った。具体的な方法としては、結社の自由の誕生とその後の展開において独自の道を歩んできたアメリカとフランスの2つの結社の自由論を取り上げ、それらを比較検討することによって、日本における結社の自由論の可能性や方向性を展望することを試みた。

申請者は元来、フランスの結社の自由論を専門としてきたが、研究遂行中に、アメリカの結社の自由論の研究者と対論する機会に恵まれた。これを契機として、フランスとアメリカでは公共空間で個人の価値観の現出が認められるか否かによって中間団体の位置づけ、さらにはそれを認める結社の自由の意味が異なることを明らかにした。具体的には公共空間における価値観の主張を認めるアメリカでは結社の自由に寛容な態度が認められてきたが、フランスでは反結社の態度がとられてきた。他方で、フランスのあり方は公共空間の設定段階で国家の側から特定の価値観（共和主義）の設定が行われており、中間団体による価値観の主張とは潜在的に緊張関係に立つ。これら対極にある2つの結社の自由論の位相を前にして、日本の結社の自由論がどのような基盤に立脚し、どのような文脈で展開されるべきかという問題意識が存在することを指摘し、そして、この点の理解が、具体的な制度設計にも影響を与えるのではないかとの問題提起を行った。

(2) 次に、フランス非営利団体の基本法である1901年法に関する近時の改正の内容とその意義の解明を行った。具体的に、同法の改正は、制定後100年以上手つかずであった規定の変更をもたらすものであるが、簡便な手続での非営利団体の設立、および個人主義原理の徹底という制定当初の理念を実現する方向での改正であったこと、さらに、従来の判例法理の成文化化という側面を含んでいることを明らかにした。

(3) 第3に、団体に対する公的規制をとりわけ解散制度に着目して検討した。フランスでは団体が自律的に行う任意解散のほか、司法解散や行政解散といった公権力による強制的解散制度が認められてきたことを確認し、そこでの要件論・効果論の検討を踏まえて、日本の代表的な団体規制法である破壊活動防止法の定める解散指定制度を批判的に分析する作業を行った。その結果、同法の解散指定制度では、過去の犯罪行為だけでなく、将来の犯罪行為の危険までが解散の要件とされており、同解散制度に対する憲法学の批判にもかかわらず、実は、比較法的には厳格な解散制度であることが確認された。

(4) 最後に、本研究のまとめとして、これまでの日仏の非営利団民法研究を集大成し、それらの体系化を行った。その結果は、『結社の自由の法理』（信山社、2014年、384頁）として公刊された。

5. 主な発表論文等

〔学会発表〕（計3件）

- ①井上武史、フランス団体解散制度の現況と課題、第68回岡山公法判例研究会、2013年11月、岡山大学
- ②井上武史、フランス団体解散制度と結社の自由、第15回慶應義塾大学フランス公法研究会、2013年11月、慶應義塾大学
- ③井上武史、Entre droits fondamentaux et

libertés publiques : les différentes modalités des droits de l'homme、第10回日仏公法セミナー、2012年9月、京都大学

[図書] (計2件)

- ①井上武史、信山社、結社の自由の法理、2014、384
- ②小谷順子、他、尚学社、現代アメリカの司法と憲法、2013年、136-149

6. 研究組織

(1) 研究代表者

井上武史 (INOUE TAKESHI)

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・准教授

研究者番号：40432405

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし